基安計発 0902 第１号
基安安発 0902 第１号
基安労発 0902 第３号
基安化発 0902 第１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計　画　課　長
安　全　課　長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
（ 契 印 省 略 ）

「インターネット等を介したｅラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

標記については、「インターネット等を介したｅラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和３年１月25日付け基安安発0125第２号・基安労発0125第１号・基安化発0125第１号。以下「ｅラーニング通達」という。）により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第３項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「ｅラーニング等」という。）を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。以下「改正法」という。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和８年厚生労働省令第116号。以下「令和８年改正省令」）がそれぞれ令和７年５月14日、令和８年７月29日に公布されたことに伴い、ｅラーニング通達を下記のとおり改正するので、事業者並びに安全衛生教育及び研修の実施機関等への周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、改正後のｅラーニング通達は、別添で示すとおりである。

記

1　改正の趣旨

改正法による改正後の作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第５条に規定する講習について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和８年厚生労働省告示第325号。以下「令和８年改正告示」という。）により、作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）を改正し、作環法第５条に規定する講習の科目に「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を新たに追加したこと等に伴う所要の改正を行う。

また、令和８年改正省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第３条の５に規定するサンプリング補助者講習について、サンプリング補助者講習規程（令和８年厚生労働省告示第293号）を新たに定め、サンプリング補助者講習の講習科目等が規定したことから、サンプリング補助者講習についてｅラーニング等による講習を実施できることとするため、別表にサンプリング補助者講習を追加する。

なお、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第44号。以下「令和６年改正省令」という。）は令和８年９月１日に廃止となるが、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定により、令和８年９月１日に現に令和６年改正省令附則第３条第２項の規定による登録を受けている登録個人ばく露測定講習機関については、その登録を受けた日から起算して５年を経過する日までの間は、引き続き令和６年改正省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第１条の２の44の17第１項柱書に規定する個人ばく露測定講習を実施することができることとしていることから、別表にその旨を追記するとともに、所要の改正を行う。

2　ｅラーニング通達の一部改正

・別表の「作業環境測定士登録講習（※16）」の行を別紙１のとおり改正する。
・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行を別紙２のとおり改正する。
・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行の次に別紙３の行を加える。
・別表欄外の（※16）を以下のとおり改める。
　作環法第５条の講習
・別表欄外の（※18）を以下のとおり改める。
　有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第 44 号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第１条の２

の 44 の 17 第１項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和６年改正省令は令和８年９月１日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第 116 号。以下「令和８年改正省令」という。）附則第３条第１項の規定により、同日までに令和６年改正省令附則第３条第２項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して５年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）

・別表欄外の（※18）の次に以下を加える。

（※19）作環則第３条の５に規定するサンプリング補助者講習（令和８年改正省令附則第 12 条及び第 13 条の規定により令和８年 10 月１日前に実施されるものを含む。）

・別表欄外の（※32）を以下のとおり改める。

（※33）個人ばく露測定講習規程（令和６年厚生労働省告示第 93 号）（令和８年９月１日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して５年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

・別表欄外の（※32）の次に以下を加える。

（※34）サンプリング補助者講習規程（令和８年厚生労働省告示第 293 号）

・（※19）を（※20）に、（※20）を（※21）に、（※21）を（※22）に、（※22）を（※23）に、（※23）を（※24）に、（※24）を（※25）に、（※25）を（※26）に、（※26）を（※27）に、（※27）を（※28）に、（※28）を（※29）に、（※29）を（※30）に、（※30）を（※31）に、（※31）を（※32）に、（※32）を（※33）に、（※33）を（※35）に改める。

【別紙１】

作業環境測定士登録講習（※16）	講習範囲が告示（※31）第３条第１項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※31）第３条第１項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）別表第３各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同一場所で対面により実施し、口述試験を対面により実施していること	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「作環則」という。）第 44 条第４号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	【１】又は【２】の要件を満たしていること 【１】告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、会場ごとに 50 人以内の受講者としていること 【２】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ①　会場ごとに 50 人以内の受講者としていること ②　告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第２に掲げる機械器具その他の設備１台当たり 10 人以内の受講者としていること ③　告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第２に掲げる機械器具その他の設備１台当たり６人以内の受講者としていること	—	

【別紙２】

個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第１条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第１条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第１条の２の44の19第１項第３号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の44の19第１項第３号）の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同一場所で対面により実施すること	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第１条の２の44の19第１項第４号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の44の19第１項第４号）に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第１条の２の44の19第１項第１号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の44の19第１項第１号）に掲げる機械器具その他の設備１台当たり 10 人以内の受講者としていること	―	

サンプリング補助者講習（※19）	講習範囲が、告示（※34）第１条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※34）第１条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第１項第３号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所で対面により実施すること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第１項第４号に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第１項第１号に掲げる機械器具その他の設備１台当たり10人以内の受講者としていること	—	

基安安発０１２５第２号
基安労発０１２５第１号
基安化発０１２５第１号
令和３年１月２５日
基安計発１２２７第１号
基安安発１２２７第２号
基安労発１２２７第１号
基安化発１２２７第１号
一部改正 令和５年１２月２７日
基安計発０４０４第１号
基安安発０４０４第１号
基安労発０４０４第１号
基安化発０４０４第１号
一部改正 令和６年４月４日
基安計発０９０２第１号
基安安発０９０２第１号
基安労発０９０２第３号
基安化発０９０２第１号
一部改正 令和８年９月２日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計画課長
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長
（契印省略）

インターネット等を介したｅラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第３項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）に係る当面の考え方については、令和２年３月26日付け基安安発0326第１号、基安労発0326第２号、基安化発0326第１号「インターネット等を介したｅラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等

について」（以下「特別教育通達」という。）により示したところであるが、特別教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修（以下「安全衛生教育等」という。）についてもインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「ｅラーニング等」という。）を実施する動きが認められるところである。

この状況を踏まえ、今般、安全衛生教育等を ｅ ラーニング等により実施することについて、下記のとおり基本的な考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者及び安全衛生教育等の実施機関等に対する周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、特別教育通達は廃止する。

記

１　基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であることから、法では、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時においても安全衛生教育を行うべきことを定め、また、危険・有害業務に就く者に対する特別の教育や職長等の現場監督者、その他事業場の安全衛生担当者等に対する安全衛生教育等を行うべきことを定めている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、ｅラーニング等により安全衛生教育等を実施することへのニーズが高まっているが、ｅラーニング等により安全衛生教育等を行う場合においても、対面による方法と同等の教育効果を担保するため、安全衛生教育等の実施者は、記の２に掲げる事項に留意する必要がある。

さらに、第４回デジタル臨時行政調査会（※）において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、アナログ規制等に関する法令約１万条項について、点検・見直しを行うこととされたことを受け、令和４年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が公表されており、一連の見直しの中では、各種法令等に基づき行われている対面講習について、①受講申込のオンライン手続きや受講票のデジタル発行、②オンラインによる講習受講、③受講修了証のデジタル発行等を含むデジタル完結を基本とする対応が求められていることから、こうした点も踏まえて対応していく必要がある。

※デジタル臨時行政調査会

デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、令和３年 11 月に設置された（会長：内閣総理大臣）。なお、同調査会は令和５年 10 月６日に廃止され、同趣旨の会議体として、同日、デジタル行財政改革会議（議長：内閣総理大臣）が設置されている。

2　各手続き段階における留意事項

（1）受講申込時について

受講申込についてオンライン手続きとする場合（オンライン手続きと郵送・窓口手続きのいずれも可能とする場合を含む）は、申請情報等の電子的情報に係る情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があること。

（2）講習実施時について

e ラーニング等により安全衛生教育等を行う場合であっても、法定の科目の範囲、教育時間及び講師の要件を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、受講者が受講した事実を適切に確認する必要があること。

なお、個別の教育ごとに講習実施時に満たすべき要件については、別表のとおりであるので、留意すること。

（3）受講修了証の発行等について

受講修了証について、デジタル発行とする場合（デジタル発行と紙媒体での発行を選択的に可能とする場合を含む）は、電子証明書等の電子的な真正性の担保に留意すること。

また、法第 76 条第 1 項の規定による技能講習のうち、法第 61 条第 1 項に規定されている就業制限に係る業務に係るものについては、同上第 3 項の規定により、当該業務に従事する者は資格を証する書面の携帯が義務付けられているため、デジタル発行が認められていないことにも併せて留意すること。

別表　ｅラーニングにより行われる雇入れ時等教育等の実施時に満たすべき要件

	ｅラーニング等の内容	ｅラーニング等の教材の閲覧・視聴等の時間の担保	使用されている映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者	実技、修了試験等		実施場所、質問対応		人数	討議方式として実施する教育	備考
安全管理者選任時研修（※１）	研修内容が、告示（※20）第１号に定める範囲を満たすこと	研修時間が、告示（※20）第１号に定める時間以上であることが担保できること	講師については告示（※20）第２号に定める講師として必要な能力を有することの要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	―	―	―	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	―	※35
衛生工学衛生管理者講習（※２）	講習内容が、告示（※21）第３条第１号に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※21）第３条第１号に定める時間以上であることが担保できること	講師については労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）第１条の２の２の２第１項第２号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	―	修了試験について登録衛生工学衛生管理者講習機関の監視者と同一場所で対面により実施していること	登録衛生工学衛生管理者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第１条の２の２の２第１項第３号に規定する衛生工学衛生管理者講習の業務を管理する者が衛生工学衛生管理者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	―	

安全管理者等教育（※３）	教育内容が指針（※22）に定める範囲を満たすこと	教育時間が、指針（※22）に定める時間以上であることが担保できること	講師については指針（※22）に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	―	―	―	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	―	同一時間に参加した受講者の相互のやりとりが可能となるよう双方向性が確保されていること	※35
雇入れ時等の教育（※４）	教育内容が安衛則第 35 条第１項に定める範囲を満たすこと	受講していることを担保できること	―	雇入れ時等の教育のうち、実技教育について、講師と同一場所で対面により実施していること	―	―	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	―	―	※35
特別教育	教育内容が各特別教育規程に定める範囲を満たすこと	教育時間が、各特別教育規程に定める時間以上であることが担保できること	いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できること	特別教育のうち、実技教育について、講師と同一場所で対面により実施していること	―	―	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	―	―	※35
職長等の教育（※５）	教育内容が法第 60 条に定める範囲を満たすこと	教育時間が、安衛則第 40 条第２項に定める時間以上であることが担保できること	いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できること	―	―	―	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	15 人以内の受講者をもって一単位としていること	同一時間に参加した受講者の相互のやりとりが可能となるよう双方向性が確保されていること	※35
技能講習（※６）	講習範囲が各技能講習規程に定める範囲を満たすこと	講習時間が、各技能講習規程に定める時間以上であることが担保できること	講師については各技能講習規程に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録教習機関の監視者と同一場所で対面により実施していること	登録教習機関が設定した会場に集合して実施することにより、法第 77 条第２項第３号に規定する業務を管理する者が技能講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	―	

コンサルタント講習（※７）	講習範囲が告示（※23）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※23）に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第 25 条の６第１項第２号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	※35
筆記試験免除講習（※８）	講習範囲が告示（※24）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※24）に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第 25 条の 21 第１項第４号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	※35
計画作成者参画研修（※９）	講習範囲が告示（※25）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※25）に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第 55 条第１項第２号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	—	—	※35
労働災害防止業務従事者講習（※10）	講習範囲が告示（※26）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※26）に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第 69 条第１項第４号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	—	—	※35

指定就業制限業務従事者講習（※11）	講習範囲が告示（※27）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※27）に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第 83 条第４号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	—	—	※35
化学物質管理者講習（※12）	講習範囲が告示（※28）第１号に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※28）第１号に定める時間以上であることが担保できること	講師については告示（※28）第２号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	講習のうち、実技について、講師と同一場所で対面により実施していること	—	—	受講者からの質問があった際に受付け回答できる体制があること	講義について、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	※35
建築物石綿含有建材調査者講習（※13）	講習の講義の内容が三省告示第７条第２項第５号に定める範囲を満たすこと	講習の講義時間が、三省告示第７条第２項第５号に定める時間以上であることが担保できること	講師については三省告示第５条第１項第３号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実地研修について講師と同一場所で対面により実施していること	筆記試験による修了考査について建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の監視者と同一場所で対面により実施し、口述試験による修了考査を対面により実施していること	建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が設定した会場に集合して実施することにより、三省告示第５条第１項第６号に規定する建築物石綿含有建材調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	
工作物石綿事前調査者講習（※14）	講習の講義の内容が三省告示第 16 条の６第２項第４号に定める範囲を満たすこと	講習の講義時間が、三省告示第 16 条の６第２項第４号に定める時間以上であることが担保できること	講師については三省告示第 16 条の４第１項第３号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は	—	筆記試験による修了考査について工作物石綿事前調査者講習実施機関の監視者と同一場所で対面により実施していること	工作物石綿事前調査者講習実施機関が設定した会場に集合して実施することにより、三省告示第 16 条の４第１項第４号に規	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	

			経験を有することが確認できること			定する工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握できること				
分析調査講習（※15）	学科講習の内容が告示（※29）第２条第２号及び通達（※30）に定める範囲を満たすこと	学科講習の講習時間が、告示（※29）第２条第２号に定める時間以上であることが担保できること	講師については通達（※30）に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実地研修について講師と同一場所で対面により実施していること	筆記試験による修了考査について分析調査講習実施機関の監視者と同一場所で対面により実施していること及び口述試験による修了考査を対面による実施していること	分析調査講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、分析調査講習実施機関が当該講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	
作業環境測定士登録講習（※16）	講習範囲が告示（※31）第３条第１項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※31）第３条第１項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）別表第３各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習 について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同一場所で対面により実施し、口述試験を対面により実施していること	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「作環則」という。）第 44 条第４号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	【１】又は【２】の要件を満たしていること 【１】告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作	—	

								業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、会場ごとに 50 人以内の受講者としていること 【２】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ①　会場ごとに 50 人以内の受講者としていること ②　告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第２に掲げる機械器具その他の設備１台当たり 10 人以内の受講者としていること ③　告示（※31）第３条に規定する講習の科目のうち		

								「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第２に掲げる機械器具その他の設備１台当たり６人以内の受講者としていること		
試験免除講習（※17）	講習範囲が告示（※32）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※32）に定める時間以上であることが担保できること	講師については作環則第 17 条の４第１項第２号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	筆記試験について登録試験免除講習機関の監視者と同一場所で対面により実施していること	登録試験免除講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第 17 条の４第１項第３号に規定する試験免除講習の業務を管理する者が講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとにおおむね 100 人以内の受講者としていること	—	
個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第１条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第１条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第１条の２の 44 の 19 第１項第３号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同一場所で対	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう	会場ごとに 50 人以内の受講者とし、かつ、登録省令第１条の２の 44 の 19 第１項第	—	

			令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の 44 の 19 第１項第３号）の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること		面により実施すること	１条の２の 44 の 19 第１項第４号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の 44 の 19 第１項第４号）に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	双方向性が確保されていること	１号（令和８年９月１日以降は、令和８年改正省令附則第３条第１項の規定によりなお効力を有することとされた令和６年改正省令第５条の規定による改正後の登録省令第１条の２の 44 の 19 第１項第１号）に掲げる機械器具その他の設備１台当たり 10 人以内の受講者としていること		
サンプリング補助者講習（※19）。	講習範囲が、告示（※34）第１条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※34）第１条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第 51 条の 12 第１項第３号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で対面により実施していること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所で対面により実施すること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第 51 条の 12 第１項第４号に規定するサンプリング補助者講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに 50 人以内の受講者とし、かつ、作環則第 51 条の 12 第１項第１号に掲げる機械器具その他の設備１台当たり 10 人以内の受講者としていること	―	

（※１）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第５条第１号の厚生労働大臣が定める研修
（※２）安衛則別表第４衛生工学衛生管理者免許の項第１号の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習
（※３）法第 19 条の２の第２項の規定による教育

（※４）法第 59 条第１項及び第２項の規定による雇入れ時等の教育
（※５）法第 60 条の規定による職長等の教育
（※６）法第 76 条第１項の規定による技能講習
（※７）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和 48 年労働省令第３号。以下「コンサル則」という。）第２条第７号及び第 11 条第 10 号の講習
（※８）コンサル則第 13 条第１項の講習
（※９）安衛則別表第９の表の資格の欄の研修
（※10）法第 99 条の２第２項の講習
（※11）法第 99 条の３第１項の講習
（※12）安衛則第 12 条の５第３項第２号イの厚生労働大臣が定める化学物質管理に関する講習
（※13）建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第１号。以下、「三省告示」という。）第２条第２項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
（※14）三省告示第２条第５項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
（※15）石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和２年厚生労働省告示第 277 号）に基づく分析調査講習
（※16）作環法第５条の講習
（※17）作環則第 17 条第２号の講習又は同条第 16 号の講習
（※18）有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第 44 号。以下「令和６年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第１条の２の 44 の 17 第１項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和６年改正省令は令和８年９月１日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第 116 号。以下「令和８年改正省令」という。）附則第３条第１項の規定により、同日までに令和６年改正省令附則第３条第２項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して５年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）
（※19）作環則第３条の５に規定するサンプリング補助者講習（令和８年改正省令附則第 12 条及び第 13 条の規定により令和８年 10 月１日前に実施されるものを含む。）
（※20）労働安全衛生規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 18 年厚生労働省告示第 24 号）
（※21）衛生管理者規程（昭和 47 年労働省告示第 94 号）
（※22）労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平成元年５月 22 日付け能力向上教育指針公示第１号）
（※23）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 140 号）
（※24）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 141 号）
（※25）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 142 号）
（※26）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 143 号）
（※27）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 144 号）
（※28）労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和４年厚生労働省告示第 276 号）
（※29）石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和２年厚生労働省告示第 277 号）
（※30）令和２年９月１日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」
（※31）作業環境測定士規程（昭和 51 年労働省告示第 16 号）
（※32）作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法（平成 21 年厚生労働省告示第 146 号）
（※33）個人ばく露測定講習規程（令和６年厚生労働省告示第 93 号）（令和８年９月１日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して５年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

（※34）サンプリング補助者講習規程（令和８年厚生労働省告示第 293 号）

（※35）受講者が受講した事実及び教材の閲覧・視聴等による教育時間が法令で定める教育時間以上であることを、教育を実施する者が担保する必要があり、具体的には次のような確認方法があること。

（ア）受講者を１か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法

（イ）使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき教育を実施する者が受講状況を確認する方法

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、教育時間について、教育を実施する者が合理的に証明できる方法